

ご利用代金明細書に関する特約

本特約は、対象会員(第1条に定義する会員をいいます。)との関係において、会員規約第10条第5項に定められた明細書(以下「明細書」といいます。)の通知の取扱い等について特約として定めたものです。なお、本特約において特に定めのない用語については、会員規約におけるものと同様の意味を有します。

第1条(本特約の適用範囲およびその効力)

- (1) 本特約は、会員規約に定める会員のうち、当社が別に定めるカードの貸与または会員としての認証および決済に用いるIDの発行を受けた者(以下「対象会員」といいます。)に対して適用されるものとします。この場合において、当社が別に定めるカードは、当社ホームページに掲載する方法により公表します。
- (2) 本特約と会員規約の定めが異なる場合には、本特約が優先して適用されます。

第2条(明細書の電磁的方法による通知)

- (1) 当社は、対象会員に対し、会員規約の規定にかかわらず、当社の会員専用ネットサービス(以下「ネットサービス」といいます。)により、電磁的方法によって明細書の内容を通知するものとします。対象会員は、「ネットサービス」内において明細書の閲覧および所定の方式によるダウンロードを行うことができます。
- (2) 当社は、Web明細サービスに関する規約第4条第1項に基づき、明細書の内容が確定した旨の通知を、対象会員が届け出た電子メールアドレス宛(ショート・メッセージ・サービスの利用が可能な電話番号等も含まれます。)に送信するものとします。
- (3) 対象会員は、第1項の方法により明細書の電磁的方法による提供を受けられることができるよう、会員規約に定める約定支払日の前月10日の登録受付終了時間までに、「ネットサービス」、および「Web明細サービス」に登録し、かつ対象会員の資格を有する間、これを維持するものとします。

第3条(明細書発行手数料の支払義務)

前条の定めにかかわらず、当社は、対象会員の申し出がある場合または対象会員が前条第3項の義務を履行しない場合には、書面による明細書を対象会員の届出住所宛てに送付するものとします。この場合、対象会員は、当社に対し明細書の発行および送付に係る明細書発行手数料(以下「明細手数料」といいます。)として当社が定める額を支払うものとします。

第4条(明細手数料の支払期日および支払方法)

当社は、対象会員が前条に基づき当社から書面による明細書の送付を受けた場合、対象会員へ明細手数料の支払期日を明細書で通知するものとし、対象会員は支払期日に、カード利用代金の支払いと同様の方法により、当社に支払うものとします。

第5条(明細手数料の免除)

第3条の定めにかかわらず、以下のいずれかに該当する場合、当社は、当該対象会員に対し、明細手数料の支払義務を免除します。

- ① 明細書に、ショッピング分割払いおよびボーナス2回払いの利用残高、ボーナス一括払いの明細が含まれる場合
- ② 明細書に記載の請求金額に、ショッピングリボルビング払いの残高に係るものが含まれる場合
- ③ 明細書に記載の請求金額に、キャッシング一括払い、キャッシングリボルビング払いによるものが含まれる場合
- ④ 前各号のほか、当社が明細手数料の支払いを要しないものとして別途認める場合

第6条(本特約の変更)

本特約の変更については、会員規約の改定に関する条項の適用を受けるものとします。

付則

本特約は、2021年9月10日から適用します。